

「家族滞在」の在留資格の子どもたちへ ～知っておくといいこと～



外国籍の人が日本でくらすためには、「**在留資格**」が必要です。  
 在留資格ごとに、どんな活動ができるか決まっています。  
 もし、あなたが「**家族滞在**」の在留資格であれば、**親の扶養を受けて**  
**“学校で教育を受けること”**はみとめられています。でも、**原則**  
**働くことができません**。アルバイトの許可（資格外活動許可）を  
 うければ、週に**28時間以内**なら、働くことができます。  
 でも、ずっとそのままでは、**将来**、こまりますね。

日本に長く住む「家族滞在」の子どもたちのために入管のルールが変わりました！

**17歳までに来日し**、「**日本の高校**」まで卒業した場合、仕事が見つかったら  
 働く時間や仕事の内容（活動）に制限がない在留資格「**定住者**」や「**特定**  
**活動**」に変更することができるようになりました！週に**28時間**をこえて、  
 働くことができます。



そして「家族滞在」の在留資格のまま、大学・短大・専門学校に進学する  
 こともできます。卒業後は、**学んだ専門的な知識・技術**をいかすことができ  
 る仕事を見つけ、仕事の内容（活動）に合う在留資格に変更してください。

通訳やツアーガイドさんに  
なりたいなあ。

橋をつくる仕事をしてみたいなあ。

保育士の在留資格ってあるかなあ？

在留資格かえたよ！  
早く考えてよかったあ



あなたの「**夢**」は何ですか？**フローチャート**を使って、**在留資格と進路**を考えてみましょう！  
 わからないことは【神奈川県行政書士会国際部 5か国語無料電話相談】にお電話ください。

TEL:045-227-5560 月・水・金 13:30-16:30